

県内建設業者の合併等に係る支援策(総合数値の特例等)の概要

県内建設産業の再編を促進し、建設業者の経営基盤の強化、技術力の向上等につなげるため、県公共事業の入札制度において入札参加資格及び業者の指名選定等に係る優遇措置を講じ、合併等を行う企業を支援します。

具体的な承継パターンとしては、裏面(参考資料)の場合のみが対象となる。

1. 特例措置の対象となる合併等

次の要件に該当する、会社合併、事業譲渡(建設業全部)又は会社分割(吸収分割:建設業全部)

合併等を構成する者が県内建設業者で、かつ県入札参加資格者であること。

の関係者の入札参加実績が、申請時点直前に引続き5年以上あること。

の関係会社が同一業種のAランク同士、又は対象となる業者のうち少なくとも1者はAランクで、その他はBランク以上。

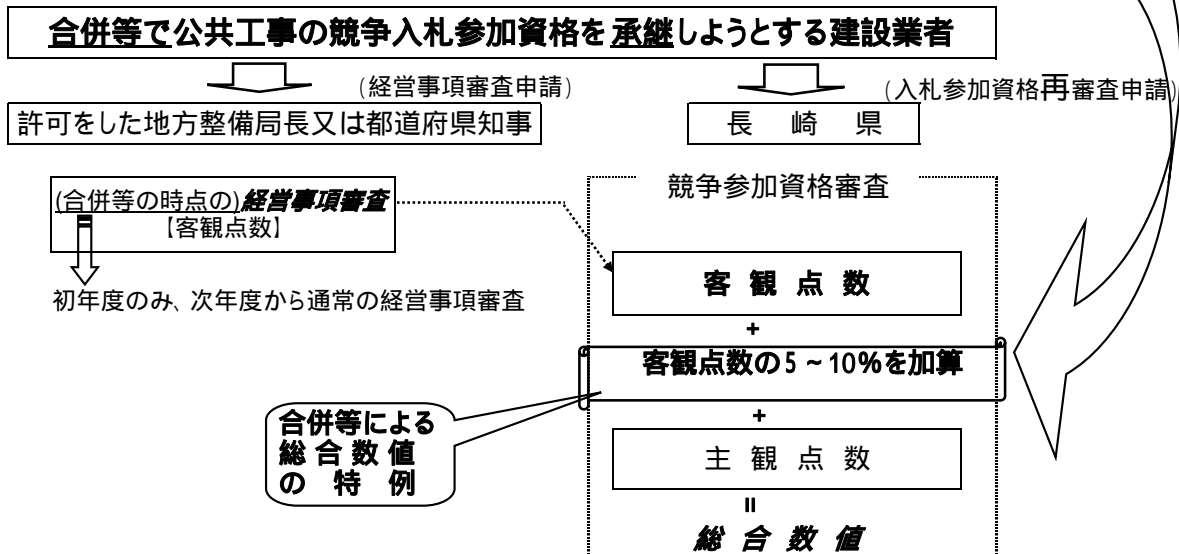
2. 特例措置の具体的内容

(1) 資格審査関係

対象業種 格付け業種(土木・建築・電気・管・ほ装)

内 容 ア 特例適用3年以内は客観点数の10%を総合数値に加算

イ 特例適用4～5年は客観点数の5%を総合数値に加算



(2) 指名選定等関係

対象業種 上記資格審査で特例措置を受けた業種

対象入札方式 指名競争入札、簡易工事応募型指名競争入札、制限付き一般競争入札

内 容

ア 営業所の本社みなし : 合併等後、消滅(廃業)する会社の本社地域に置かれた新会社の営業所を本社と見なし取り扱うことができる。(3年間)
但し、合併等前に本社を管内地域以外の地域に移転した場合は、移転後入札参加資格を引き続き5年以上有するものに限る。

イ 工事成績の承継 : 消滅(廃業)する会社の工事成績を、新会社に引継ぐことができる。(2年間)

ウ 工事实績の承継 : 消滅(廃業)する会社の工事实績を、新会社に引継ぐことができる。(10年間)

3. 特例措置(適用)申請が出来る合併等の時期及び期限

(合併等の時期) H17年4月以降に合併等を行っていること。

(申請期限) H20年3月31日。但し、H20年4月1日以後の申請についても当分の間有効とします。

4. 問い合わせ先(申請窓口)

今後、合併等を予定されている建設業者の方で、本制度の詳細についての説明や不明点等への質問、或いは相談を希望される方は、下記へお問い合わせ下さい。(特例措置申請窓口も同じです。)

相談(申請)窓口

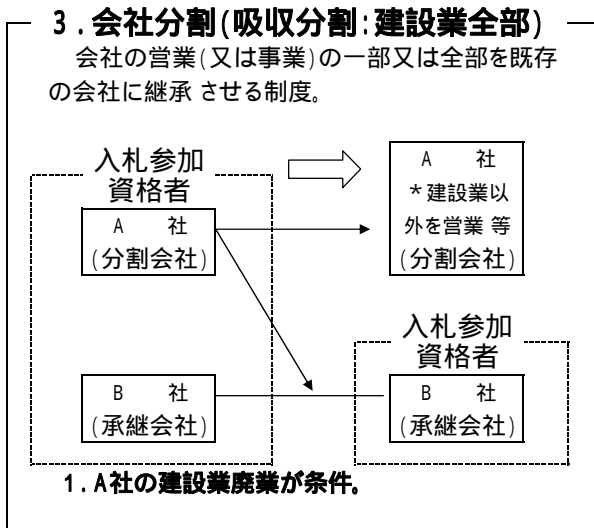
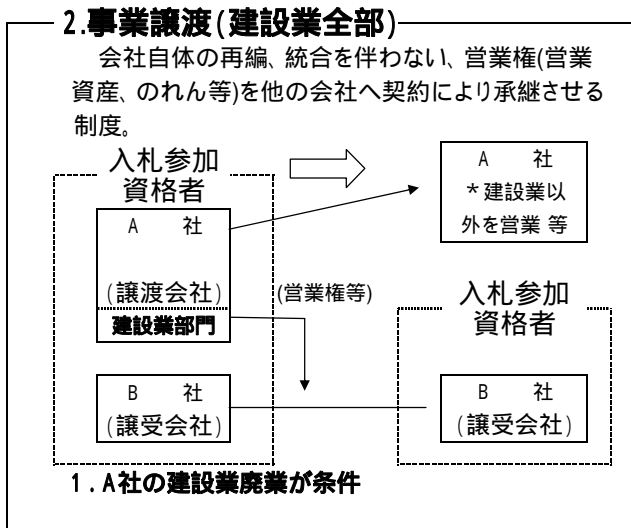
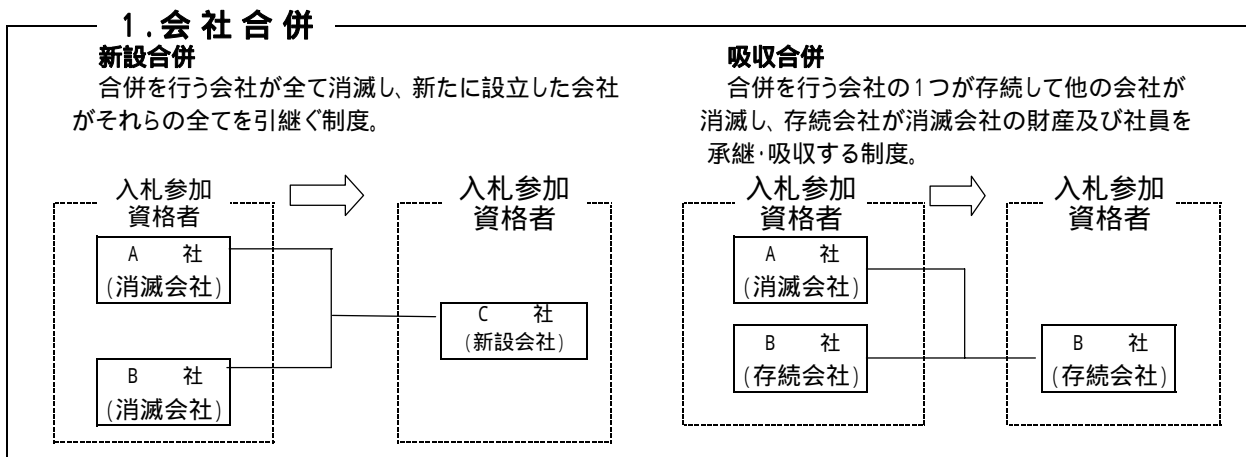
長崎県土木部監理課(建設業指導班)

長崎市江戸町2番13号(県庁本館6F)

TEL 095-824-1111(内線3015~3017)

095-894-3015(直通)

(想定される合併特例の形態図)



(注) **新設分割の場合**(1者が建設部門とそれ以外を分割しただけで、当該建設部門が他の資格者に承継されないケース)は**特例措置の対象外**